

<http://www.city.kumano.mie.jp/gikai/kaigiroku/22nendo/22teirei5.pdf>

○ 7 番（下田克彦君）

次に、マルチメディアデージー教科書の普及促進についてでございます。

平成 20 年 9 月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することでテキスト文字に音声シンクロ（同期）させて読むことを可能にしたマルチメディアデージー版教科書の提供を始めました。

また、文部科学省において平成 21 年度より、デージー教科書などの発達障害者等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について実証的な調査研究が実施をされております。現在、デージー教科書は文部科学省の調査研究事業の対象となっており、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成 21 年 12 月現在で 326 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及促進への期待が大変に高まっておりますので、熊野市でも積極的な取り組みをお願いしたいので、当局のお考えをお聞きいたします。

文部科学省からの通達で、その提供については学校において判断された場合は可能としておりますが、この判断基準についてもお聞きをいたします。

○ 教育長（杉松道之君）

最後に、マルチメディアデージー教科書の普及促進についてですが、議員ご指摘のとおり、平成 21 年度より文部科学省において、発達障害等の障害特性に応じた教材等の一つとしてデージー教科書について調査研究が始まりました。文字どおり研究中であるため、文部科学省からは効果等明確な結論は出ておりません。そのため無償給与の対象となっておりません。したがって、教育委員会といたしましては調査研究の結果を待って対応したいと考えております。

○ 7 番（下田克彦君）

非常にピンポイントの話で聞きなれない言葉で恐縮でしたが、今いろんな出版が、本当にバリアフリー本といいまして、文字を拡大したものとか音声を読み上げるものとか、点字のものとか、さまざまなものが出ております。こういった要望が今から出てまいるとしますので、ぜひ検討というか、その際には取り入れていただきたいというふう考えるわけなんですけれども。

この文部科学省の中等教育局教科書課からの通達でございますけれども、ここで、学校が使用について可能であるという、学校が認めたものというか、そういうような通達の文章がございましたけれども、この辺について、判断が学校ごとなのか教育委員会として判断していくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（前地林君）教育長。

○教育長（杉松道之君）

このデイジー教科書なるもの、私も初めて耳にしまして、ちょっと調べてみたんですけども、県の教育委員会においてもなかなか理解していないというふうな状況でありまして、各学校で判断というふうな通知も出ておるようですけども、いまだまだ研究中であるということで、その効果のほどは見聞きする限りあるかと思っておりますけども、その辺、学校のほうも判断する知識が今のところまだないと思っておりますので、国あるいは県の指導なりを待って、結果を待って対応してまいりたいと、このように考えております。